**２　弁護士倫理**

**(１)　弁護士倫理の現代的意義**

　　ア　司法改革と弁護士の多様化・国際化

司法改革は、それまでの小さな司法から大きな司法を目指し、社会の隅々にまで法の支配を行き渡せることを目的とした。それに伴い、法曹人口が大幅に増加され、2001(平成13)年に1万8,243人だった弁護士人口は2016(平成28)年には3万7,680人に一気に増加した。弁護士人口の増加は、弁護士の多様化をもたらすものである。企業内弁護士や任期付き公務員などの官庁で働く弁護士や自治体に雇用される弁護士も年々増加し、組織内弁護士の数は2,000人に届こうとしている。また、弁護士が海外や国際機関で職務を行い、あるいは外国弁護士が我が国で法的サービスを提供することもこれからますます増えることが予想される。弁護士の国際化がこれからさらに進むことは明らかである。

　　イ　多様化する弁護士と弁護士倫理

このように弁護士が多様化していく中で、弁護士のアイデンティティーとは何かが現在問われている。弁護士のアイデンティティー、それは弁護士倫理に他ならない。「弁護士とは何か」との問いに対する答えは、「弁護士とは弁護士倫理を守る者をいう」ということなのである。ビジネスローヤーであろうが、街弁であろうが、人権派弁護士であろうが、組織内弁護士であろうが、さらには外国弁護士であろうが、弁護士倫理の下にあるという点で価値を共有している。

弁護士が社会の公器として職務を行う、弁護士が司法という社会インフラの中で機能する、弁護士が自由かつ独立に職務を行う、これらのためには弁護士が弁護士倫理という規範に裏付けられた存在でなければならないのである。弁護士が企業内や自治体内で職務を行い、あるいは弁護士が海外で職務を行う場合に弁護士が弁護士であり続けるためには、弁護士が弁護士倫理を遵守する存在であるという前提が不可欠である。弁護士は弁護士倫理を遵守する存在であるという社会的信頼があるからこそ、弁護士はどこで、どのような職務を行おうと弁護士であり続けることができる。そういった意味で弁護士倫理は弁護士のアイデンティティーなのである。

　　ウ　弁護士倫理の規則化（弁護士職務基本規程）とその射程

2004(平成16)年に弁護士職務基本規程が制定される際に、それまで「宣明」というあいまいな位置づけしかなかった弁護士倫理が規則化されることにより、弁護士の自由や独立性を侵すものになるのではないかとの議論が一部でなされたが、このような議論がまったくの的はずれであることは以上のことからも明らかであろう。

また、組織内弁護士が組織内で行う職務の内容は、弁護士法3条で規定する「職務」に限らないから職務基本規程は適用されないのではないか、あるいは組織内弁護士は組織に雇用されていて独立の存在ではないから、職務基本規程のうち委任関係を前提とする諸規定は組織内弁護士には適用されないのではないかとの議論もある。確かに、ヨーロッパ大陸の多くの国では、弁護士が企業等に雇用される場合は、弁護士としての身分がなくなるとの法制も存在する。しかしながら、冒頭に記述したとおり、我が国は法化社会を実現するために弁護士が社会の様々なところに進出することにより法の支配の実現を目指したのである。それは弁護士が弁護士の身分をもって、組織内等で職務を行うことを予定したものである。このことは我が国においては、大陸型ではなく、弁護士が弁護士の身分を有したまま組織内で職務を行うという英米型の法制をとることに舵を切ったことを意味する。現に企業や自治体は、組織に入ってもらう弁護士が守秘義務等の高度な義務を負っていることに意義を感じているという報告もある。

　　エ　弁護士倫理の現代的意義

　　　　さらに、弁護士のアイデンティティーが弁護士倫理にあるということは、弁護士倫理こそが隣接士業と弁護士との間の質的な差をもたらすことを意味する。隣接士業が職務権限の拡大を求めて、本来弁護士でなければできない職務権限を獲得しようとすることの最大の問題点は、彼らが弁護士倫理のような高度な職業倫理をもっていないことにある。

弁護士倫理は、弁護士の不祥事が生じた場合に語られることが多い。確かに、弁護士倫理が依頼者の利益を保護するための機能を有することはそのとおりである。しかしながら、弁護士倫理をこのような消極的側面からのみ捉えるのではなく、弁護士が社会の隅々にまで進出する際の弁護士のアイデンティティーという積極的な側面から捉え直すべきではないだろうか。弁護士倫理の現代的意義はこの点にある。

**(２)　弁護士職務基本規程の解釈をめぐる諸問題**

　　　　弁護士職務基本規程の解釈も時代の流れとともに変化している。それは、その時代における弁護士の社会的役割とも関連しているように思われる。ここでは守秘義務を例に挙げて職務基本規程の解釈をめぐる問題について考えてみたい。

いうまでもなく、守秘義務は弁護士倫理の中核をなすものである。依頼者は弁護士が秘密を絶対に漏らすことはないと信じて、一般に知られたくない秘密を打ち明け、弁護士の助言を請う。守秘義務がなければ弁護士の職務は成り立ちえない。

もっとも、守秘義務は絶対的なものではない。職務基本規程23条は、「正当な理由」がある場合は、守秘義務が解除される場合があることを予定している。公共の利益のために必要がある場合には、この「正当な理由」があるとされるのが一般的である。問題は公共の利益の内容である。生命身体への重大な危害を防止するために緊急性があり、秘密の開示の必要性や相当性が認められる場合は、守秘義務が解除されると一般的に解されている。それでは、財産的利益を保護する必要がある場合はどうだろうか。たとえば、株式を公開している会社の取締役から粉飾決算していることを打ち明けられた弁護士が多数の投資家の財産的利益を守るために、その事実を明らかにした場合に守秘義務違反となるのか。エンロン事件やワールドコム事件を経験した米国では、これらの事件に弁護士が関与していたことに対する社会的非難が集まり、米国法律家協会（ABA）は、倫理規範のモデルルールを改正し、一定の場合には財産的利益を守るために守秘義務の解除を認めざるを得なくなった。

確かに、弁護士は依頼者の利益を最大限守ることのほかに、公共の利益を図るという使命を負っている。また、光市母子殺害事件の刑事弁護に対し世論の批判が集まった例からも明らかなように、弁護士の社会的使命が必ずしも社会的理解を得られないこともある。しかしながら、守秘義務は弁護士が社会の公器（社会インフラ）として、その責任を果たすためにはなくてはならないものである。弁護士が公共の利益を守るために依頼者の秘密を暴露することになれば、依頼者は弁護士に秘密を打ち明けることを躊躇し、弁護士がその職責を果たすことはできなくなってしまう。それでは弁護士が社会インフラとしての機能を果たせなくなってしまう。守秘義務が解除される「正当な理由」を解釈するにあたっては、公共の利益との比較考量を安易に行うことには慎重でなければならないのである。

以上のとおり、社会が弁護士に求めるものは時代の流れとともに推移するが、弁護士の側においてそれを受け入れるべきであるかどうかについて、世論とは別の視点での検討が必要な場合があるのである。

**(３)　弁護士倫理をめぐる近時の動き**

　ア　解説弁護士職務基本規程の改訂

弁護士職務基本規程が施行された2005（平成17）年、日弁連から同規程の解説が出されたが、その後、「解説」と懲戒実務との間で明らかにずれが出てきたことや同規程の研究が進んできたことから、2011（平成23）年には解説の改訂版が日弁連から出された。その後、新たな懲戒事件の議決例や判例等が出ていたことから、「解説」の改訂作業が日弁連弁護士倫理委員会において進められていたが、2017（平成29）年12月に発行された。改訂部分は多岐にわたるが、主な改訂箇所は、以下の点である。

　　（ア）守秘義務

　　　　　患者以外の者の秘密を開示したことについて医師に秘密漏洩罪の成立を認めた判例が紹介されたほか、依頼者以外の秘密も弁護士法23条の秘密に該当するとした日弁連綱紀委員会の議決例を紹介して、依頼者秘密限定説と非限定説の違い等について新たに詳述された。また、秘密の漏示の態様として、事件の相手方の勤務先にメールを送付した日弁連綱紀委員会の事例が追加された。そのほか、適切な情報管理に関して日弁連の情報セキュリティガイドラインを適示され、秘密の開示が許される正当な理由に関する問題として、真実義務を理由とした守秘義務解除の可否について新たに項が設けられた。

　　（イ）職務を行い得ない事件の規律（利益相反）

　　　　　前注を新たに設けて利益相反全体が俯瞰できるように「職務を行い得ない事件の類型」が解説されている。また、28条の後注にあたる「利益相反に関する諸問題」では、遺言執行者や後見人であった者がその後に相続事件の一部の相続人の代理人になることに関する問題について新たな議決例を加えている。

　　（ウ）刑事弁護に関する規律

　　　　　刑事事件における誠実義務と真実義務の衝突について、懲戒事例が追加され、身代わり犯人に関する問題についての論述が改訂された。また、刑事弁護人の役割についての考え方が新たに紹介されている。そのほか、接見時の面会室での写真撮影の問題についての言及や電子機器の持ち込み・利用に関する懲戒事例が紹介されている。

　　（エ）組織内弁護士に関する規律

　　　　　50条に関しては組織内弁護士の独立性が開業弁護士と勤務弁護士の独立性と程度の差であることが言及された。51条に関しては、組織内弁護士が組織内での法令違反行為を発見した際にとるべき「適切な措置」について、当該弁護士の組織における地位や職務権限、法令違反行為の内容等によって異なるものであり、組織内弁護士に不可能なことを強いるのではなく、できることをやればよいことが明記されている。

　　（オ）共同事務所に関する規律

　　　　　共同事務所を離脱して他の事務所へ移籍することと利益相反の問題について新たな記述が詳細になされた。また、57条ただし書きの「職務の公正を保ち得る事由」（共同事務所における利益相反が解除される場合）について、整理がなされ、考慮事情の適用の仕方が明示されている。

　イ　弁護士職務基本規程の改正作業

　　　　日弁連弁護士倫理委員会では、弁護士職務基本規程の改正要綱案を作成し、全国の単位弁護士会及び日弁連の関連委員会等に意見照会をしている。今後は、意見照会の結果を踏まえてさらに弁護士倫理委員会の中で改正案の議論がなされる予定である。意見照会された改正要綱案の概略は以下のとおりである。

　　（ア）依頼者紹介の対価

職務基本規程13条について、2項を、例えば、「弁護士は、他の弁護士に依頼者となるべき者を紹介したことに対する謝礼その他の対価を当該他の弁護士から受け取ってはならない。」と修正した上、例えば、3項として、「弁護士は、その依頼者を第三者の顧客として紹介したことに対する謝礼その他の対価を当該第三者から受け取ってはならない。」との規定を新設するものとすること。

　　（イ）守秘義務

職務基本規程23条の秘密の保持について、「依頼者につき」の文言を削除し、利用禁止を別条文として、「弁護士は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。」と修正して、第2章（一般規律）の冒頭に移行するものとすること。

また、利用禁止につき「弁護士は、職務上知り得た秘密その他の情報を不当に利用してはならない。」との規定を新設するものとすること。

　　（ウ）利益相反

「弁護士は、遺言執行者、後見人、不在者財産管理人又は相続財産管理人に就いたときは、当該財産に関する他の事件につき、職務を行ってはならない。その地位を離れた以後も、同様とする。」との規定を新設するものとすること。

職務基本規程28条4号に関し、同条本文から「第4号に掲げる事件についてその依頼者が同意した場合」を削除し、依頼者が同意した場合であっても取り扱うことができないものとすること。

　　（エ）辞任についての規律

弁護士が依頼者の事件を辞任しようとするときについて、例えば、「弁護士は、依頼者の依頼事件を辞任しようとするときは、依頼者が不利益を受けることがないように配慮するように努める。ただし、弁護士と依頼者間の信頼関係が失われたときその他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。」との努力義務の規定を新設するものとすること。

　　（オ）適正対応義務の新設と組織内弁護士

弁護士一般の義務として、20条の次に、違法行為を発見したときの適正対応義務の規定、例えば、「弁護士は、受任した事件に関し、依頼者が刑罰法令に違反する行為をし又はしようとしていることを知ったときは、当該依頼者にその旨を通告等して当該依頼者が当該刑罰法令に違反する行為を止めるように適切な措置を講じなければならない。」との規定を新設し、職務基本規程51条を削除するものとすること。

職務基本規程50条について、「組織内弁護士」の定義を組織の「職員もしくは使用人」に限定し、「取締役、理事その他の役員」を削除して、「官公署又は公私の団体（弁護士法人を除く。以下これらを合わせて「組織」という。）において職員又は使用人となっている弁護士（以下「組織内弁護士」という。）」と修正するものとすること。

職務基本規程51条につき従前の規定を削除した上、それに代えて新設する上記の適正対応義務の規定を50条で新たに定義した「組織内弁護士」に準用する旨の規定、例えば、「第●条1の規定は、組織内弁護士に準用する。」を新設するものとすること。

　　（カ）受任事件の相手方

受任事件の相手方について不当に不利益に陥れないように配慮する努力義務、例えば、「弁護士は、受任した事件の相手方を含む第三者について、その名誉又はプライバシーをいたずらに侵害しないように配慮するように努める。」との規定を第6章（事件の相手方との関係における規律）に新たに置くものとすること。

　　（キ）共同事務所

職務基本規程56条の秘密の保持について、「依頼者につき」の文言を削除し、利用禁止を別条文として、「所属弁護士は、他の所属弁護士が執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その共同事務所の所属弁護士でなくなった後も、同様とする。」と修正するものとすること。

また、利用禁止につき「所属弁護士は、他の所属弁護士が執務上知り得た秘密その他の情報を不当に利用してはならない。その共同事務所の所属弁護士でなくなった後も、同様とする。」との規定を新設するものとすること。

　　（ク）弁護士法人

職務基本規程64条1項につき、「他の社員等」の後に「（社員等であった場合を含む。）」との文言を、同条2項につき、「使用人である外国法事務弁護士」の後に「（使用人である外国法事務弁護士であった場合を含む。）」との文言を、職務基本規程68条の2の別表64条1項の項中「他の社員等」の後に「（社員等であった場合を含む。）」との文言を、「その外国法事務弁護士法人の社員等」の後に「（その外国法事務弁護士法人の社員等であった場合を含む。）との文言を、同2項の項中「使用人である外国法事務弁護士」の後に「（使用人である外国法事務弁護士であった場合を含む。）」との文言を、「使用人である他の弁護士」のあとに「（使用人である他の弁護士であった場合を含む。）」を、それぞれ加えるものとすること。

職務基本規程62条の秘密の保持について、「依頼者につき」の文言を削除し、利用禁止を別条文として、「社員等は、他の社員等又は使用人である外国法事務弁護士が執務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。社員等でなくなった後も、同様とする。」と修正するものとすること。

また、利用禁止につき「社員等は、他の社員等又は使用人である外国法事務弁護士が執務上知り得た秘密その他の情報を不当に利用してはならない。社員等でなくなった後も、同様とする。」との規定を新設するものとすること。

　　（ケ）行動指針・努力目標の規定の整理

職務基本規程82条2項において、「行動指針又は努力目標」を定めた規定を確認しているが、今回の新設及び修正規定のうちこの規定であるものを確認する必要がある。具体的には、「辞任に関する配慮義務」「受任事件の相手方に対する配慮義務」が「行動指針又は努力目標」を定めた規定である。

**(４)　弁護士会の行なう倫理研修**

　　　　弁護士会が強制加入団体であり、会員に対する懲戒を有し自治権を有していることからすると、会員たる弁護士に対し、弁護士倫理をいかに遵守させていくかは、弁護士会の重要な役割である。弁護士倫理を遵守させる方法には、倫理違反を犯した場合事後的に懲戒処分をするという方法もあるが、弁護士会が具体的規範（会規）を定めて何が倫理であるかを会員に明示すること、そして、研修を行なうことにより、会員の理解や意識を高めることが有用である。その意味で弁護士会が行なう倫理研修は極めて重要な意義を有している。

弁護士業務が複雑化してくことに呼応し、倫理問題は複雑化していく。日弁連は、債務整理事件に関し、一部弁護士による不適切な事件受任の勧誘や受任の仕方、不相当な報酬等が社会問題化したことから、2011（平成23）年2月、「債務整理事件処理の規律を定める規程」を定めた。さらには、弁護士による巨額の横領事件が相次いだことから、2013（平成25）年5月、「預かり金の取扱いに関する規程」を定め、2017（平成29）年には一部を改正した。また、マネーロンダリングの規正のため「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」が定められている。これらは、弁護士の行為規範をも含む内容となっており、行為規範自体も複雑化している。

2013（平成25）年からは、日弁連の倫理研修規定の改正によりそれまで義務研修として行われていた倫理研修をさらに拡充強化することとなった。具体的には、それまで、登録後5年目と登録10年目（以降は10年毎）とされている研修を、3年目の研修を加え、さらに10年目以降は5年毎に行なうこととなったものである。

2012（平成24）年からは、日弁連研修センターが倫理研修のあり方を全国の弁護士会に検討してもらうために、全国倫理研修協議会を開催している。また、倫理研修に用いる教材集も弁護士会に提供されている。

東弁で従前から行われている、倫理に関わる具体的な問題について自由な討論を行うことにより倫理の意識を高めようとする方式（いわゆるバズセッション方式）に対する評価は高い。この方式を取り入れる単位会も増加している。弁護士倫理が単なる知識ではなく、現実の弁護士業務の中で日々実践されているものであることを考えると、この方式が効果的な研修であることが理解できる。ただ、この方式では、研修を受ける者を20名以下の単位とした上、担当者や部屋を確保する必要があり、会員の増加から、研修日を増加したりするなど運用に困難な点も生じはじめている。このようなことから、2013（平成25）年から義務化された10年目以降の5年毎の倫理研修については、バズセッション方式による研修ではなく、パネルディスカッション方式と講義方式による研修がなされるようになった。昨今の業務領域の拡大に伴い新しい行為規範が発生すること等に鑑みると、一定の知識の習得もまた必要になってきていると思われる。今後、倫理研修の方法及び内容を更に充実するための積極的な議論が期待される。